

## 山村集落定住環境緊急整備事業

(事業開始年度：平成29年度)

— 県 —

**事業の目的・概要**

過疎地域等を対象に、土砂流出防止施設の整備などの事前防災や水源確保対策を実施し、災害に強い集落を緊急に整備することにより、集落機能の保全と定住の促進に資する。

**事業実施主体**

市町村

**対象事業等**

- ・ ライフライン（生活道、電気、通信施設等）を保全対象とした事前防災に資する施設の整備（補助基準①～⑤要件の全てに該当する集落であること）
- ・ 治山ダム等を利用した取水施設等の水源施設及び同施設への管理道の整備（補助基準②を除く要件の全てに該当する集落であること）

**補助基準**

- ① 過疎地域自立促進特別措置法に規定する「過疎地域」（経過措置団体を含む）に該当する市町村、又は山村振興法の規定により「振興山村」の指定を受けた地域であること。
- ② 山地災害危険地区等、当該市町村長が危険であると認める箇所であること。
- ③ 全体計画の事業費がおおむね2,000万円以内であること。  
なお、事業内容については国庫補助事業に該当しない規模の事業を対象とする。
- ④ 全体工事はおおむね3か年以内で完了すること。
- ⑤ 当該市町村長が、維持継続ができると認める集落であること。
- ⑥ 水資源確保上重要な地域で、かつ水源地域整備事業（国庫補助）の採択を受けられない地域において、山地の荒廃等により溪流環境が悪化していたり、取水施設等に土砂が流入し、水質が汚濁していること。
- ⑦ 集落に係る民有林の森林率が県平均値以上であり、宮崎県水源地域保全条例第9条で知事が指定した水源地域内にあること。
- ⑧ 取水施設及びその付帯施設は、水源森林から生活飲料水及び林産物の生産施設に取水している受益戸数が2戸以上10戸未満とする。

**補助率**

3分の2以内

**県内事例**

上水道施設がない地区において、地区住民が水源施設を維持管理していたが、施設の老朽化が進み取水が困難となっていたため、取水施設の新設を行った。

県主管課名	環境森林部 自然環境課 (治山担当)	電話番号	26-7161 内線2328
-------	-----------------------	------	-------------------

## 農山漁村振興交付金事業 (地域活性化対策)

(事業開始年度：平成28年度)

－農林水産省農村振興局農村計画課農村政策推進室－

**事業の目的・概要**

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域住民が生き生きと暮らしている環境の創出を行うためのきっかけをつくること及び農山漁村について広く知ってもらうことを目的とし、農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動を支援する。

**事業実施主体**

地域協議会（市町村が参画）

**対象事業等**

**1 活動計画策定事業**

- (1) アドバイザーを活用したワークショップ等を通じた地域の活動計画の策定。
- (2) 地域の活動計画に掲げられた取組を実施するために必要な体制構築。
- (3) 地域の活動計画に掲げられた取組の具現化に向けた実証活動及び普及啓発に資する情報発信。

**2 人材活用事業**

農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した、都市と農山漁村の交流及び定住に資する地域活動の推進のため、意欲ある地域外の人材を長期的に受け入れる取組。

**交 付 率**

1 活動計画策定事業      交付率：定額（上限500万円 等）

2 人材活用事業          交付率：定額（上限250万円）

県主管課名	農政水産部 農政企画課 中山間農業振興室 (中山間活性化担当)	電話番号	26-7924 内線2626
-------	---------------------------------------	------	-------------------

## 農山漁村振興交付金事業 (農山漁村活性化整備対策)

(事業開始年度：平成28年度)

－農林水産省農村振興局地域整備課－

**事業の目的・概要**

農山漁村の活性化を図るため、都道府県又は市町村が創意工夫を活かし、地域住民の合意形成を基礎として、活性化計画を作成し、その実現に必要な施設整備を中心とした取組を総合的かつ機動的に支援する。

**事業実施主体**

都道府県、市町村又は都道府県もしくは市町村からその経費の一部に対して補助を受けて交付対象事業を実施する農林漁業団体等

**対象事業等**

- 1 **生産基盤及び施設の整備**  
農業用排水施設、土地改良施設保全、高生産性農業用機械施設、農林水産物処理加工施設、新規就農者等技術習得管理施設 等
- 2 **生活環境施設の整備**  
簡易給排水施設、飲雑用水・防災安全施設、農山漁村定住促進施設 等
- 3 **地域間交流拠点施設の整備**  
廃校・廃屋等改修交流施設、地域連携販売力強化施設、農林漁業・農山漁村体験施設、宿泊体験活動受入拠点施設 等
- 4 **その他省令で定める事業**  
リサイクル施設、小規模農林地等保全整備、景観・生態系保全整備  
高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設 等

**交 付 率**

1 / 2 等 (実施事業や実施地域によって交付率が異なる)

県主管課名	農政水産部 農政企画課 中山間農業振興室 (中山間活性化担当)	電話番号	26-7924 内線2626
-------	---------------------------------------	------	-------------------

## 農山漁村振興交付金事業 (農泊推進対策)

(事業開始年度：平成29年度)

－農林水産省農村振興局都市農村交流課－

**事業の目的・概要**

増大するインバウンド需要の呼び込みや都市と農山漁村との交流を促進するため、地域資源を活用した観光コンテンツを創出するなど、ソフトとハードの取組を一体的に支援することで、農泊（農山漁村滞在型旅行）をビジネスとして実施できる体制を有した地域の創出を図る。

**事業実施主体**

市町村、地域協議会、地域再生推進法人等

**対象事業等**

- 1 農泊推進事業（ソフト）  
農泊の推進により地域の所得向上を図ろうとする意欲ある地域において、農泊を観光ビジネスとして持続的に活動できる体制の確立や農山漁村に賦存する伝統料理等の「食」、美しい景観などの地域資源を観光コンテンツとして磨き上げる取組及び情報発信等の取組。
- 2 人材活用事業（ソフト）  
農泊の推進により地域の所得向上を図ろうとする意欲ある地域において、地域外の人材や中小企業経営診断士等の専門的スキル等を活用する取組。
- 3 施設整備事業（ハード）  
古民家等を活用した滞在施設や農林漁業・農山漁村体験施設、活性化計画に基づき農泊に取り組む地域への集客力を高めるための農産物販売施設等、農泊を推進するために必要となる施設等を整備する取組。

**交 付 率**

- 1 農泊推進事業（ソフト）：定額（上限：初年度800万円、翌年度400万円）
- 2 人材活用事業（ソフト）：定額（各年度上限：250万円）
- 3 施設整備事業（ハード）
  - (1) 活性化計画に基づかない施設整備  
1 / 2（2カ年上限：2,500万円または5,000万円）
  - (2) 活性化計画に基づく施設整備  
1 / 2等（実施事業や実施地域によって交付率が異なる）

県主管課名	農政水産部 農政企画課 中山間農業振興室 (中山間活性化担当)	電話番号	26-7924 内線2626
-------	---------------------------------------	------	-------------------

## 地域が潤う農泊クラスター支援事業

(事業開始年度：平成30年度)

— 県 —

## 事業の目的・概要

中山間地域は、傾斜地等の条件不利性ととも高齡化・担い手不足など厳しい状況に置かれており、農泊（農山漁村滞在型旅行）の活性化は、所得向上を実現する上で重要な柱となる。

このため、農泊の一層の魅力向上を図り、農家民宿を核とした地域協議会等が地域内の他の業種と連携して行う取組等を支援することにより、農泊のビジネス化と地域の活性化を促進する。

## 事業実施主体

地域協議会等

## 対象事業等

地域協議会等が行う農泊の推進に資する以下の取組。

- (1) 地域内の他の業種と連携して行う取組
- (2) 農泊の持続的なビジネス化を推進する取組
- (3) 安全・衛生管理の徹底を図る取組
- (4) 農家民宿開業を促進するための取組
- (5) 誘客のための効果的な広報活動
- (6) その他知事が必要と認める取組

## 補助率

1 / 2 以内

## 県内事例

平成29年度

「おもてなしと笑顔あふれる農家民宿広域ネットワーク推進事業」

- 1 農家民宿開業のための研修会等の開催
  - ・農泊に関するチラシを作成し、地域内全戸に配布。
- 2 誘客のための広報活動
  - ・プロモーションDVDを作成し、旅行代理店等に配布。
  - ・一般顧客及びインバウンド向けにパンフレットを作成。

県主管課名	農政水産部 農政企画課 中山間農業振興室 (中山間活性化担当)	電話番号	26-7924 内線2626
-------	---------------------------------------	------	-------------------

## 中山間地域農業年収アップ支援事業

(事業開始年度：平成29年度)

— 県 —

## 事業の目的・概要

中山間地域における農家所得の向上を図るため、中山間地域の営農集団等を対象に、所得向上に向けた「年収アップ実践プラン」の策定を支援するとともに、その実現のための支援を行う。

## 事業実施主体

営農集団等（法人を含む）

## 対象事業等

営農集団等の各構成員が策定する年収アップ実践プランの実現に必要な施設、機械等の整備

## 補助率

1 / 3 以内

## 県内事例

- ・ 乗用型摘採機の導入
- ・ 色彩選別機の導入
- ・ 水稻育苗施設の整備
- ・ 果汁充填機、金属探知機、計量チェッカーの導入

県主管課名	農政水産部 農政企画課 中山間農業振興室 (中山間活性化担当)	電話番号	26 - 7924 内線2626
-------	---------------------------------------	------	---------------------

## 鳥獣被害防止総合対策交付金

(宮崎県鳥獣被害防止総合対策交付金関係事業)

(事業開始年度：平成20年度)

－農林水産省農村振興局農村環境課鳥獣対策室－

**事業の目的・概要**

野生鳥獣被害の深刻化に対応するため、地域関係者一体の被害対策の取組や施設整備、ジビエ活用の推進、新技術の導入実証等を支援する。

**事業実施主体**

地域協議会、地域協議会の構成員 等

**対象事業等**

- 1 ハード対策（鳥獣被害防止総合対策整備交付金）  
侵入防止柵等の被害防止施設  
鳥獣の食肉（ジビエ）等への処理加工施設、焼却施設、捕獲技術高度化施設（射撃場）
- 2 ソフト対策（鳥獣被害防止総合対策推進交付金）  
鳥獣被害対策実施隊、民間団体等による地域ぐるみの被害防止活動  
捕獲を含めたサル等の複合対策、他地域の人材を活用した捕獲、ICT等を用いた新技術実証、捕獲活動経費の直接支援 等

**交 付 率**

1 / 2 以内、定額  
(条件不利地域は 55 / 100)

県主管課名	農政水産部 農政企画課 中山間農業振興室 (鳥獣被害対策担当)	電話番号	26 - 7924 内線2625
-------	---------------------------------------	------	---------------------

## 宮崎の6次化産地育成事業

(事業開始年度：平成28年度)

— 県 —

**事業の目的・概要**

6次産業化に意欲を持った農業者の計画実現に向け、新商品開発や販路開拓、加工・販売等に必要な機器・施設等の支援を行い、新たな地域産業と雇用の創出を図る。

**事業実施主体**

六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定を受けた者（法認定者）、又は事業実施年度内に計画の認定申請を行うことが確実（法認定見込み者）な農業法人  
 法認定者（法認定見込み者）を含む3者以上の農業者で組織される団体

**対象事業等**

- 1 6次化ブラッシュアップ強化事業  
 6次産業化に係る総合化事業計画の実現に必要な新商品開発や販路開拓
- 2 6次化環境整備事業  
 6次産業化に係る総合化事業計画の実現に必要な機器・施設等の整備

**補助率**

- 1 6次化ブラッシュアップ強化事業  
 県2/3以内、上限額2百万円
- 2 6次化環境整備事業  
 県1/2以内、上限額5百万円

**県内事例**

- 1 6次化ブラッシュアップ強化事業  
 果樹農家4戸で構成され、新たに法認定を受けた事業組合が、自ら生産した果樹を活用したジェラート商品の試作やパッケージの作成等、新商品を開発。併せて、商談会参加やイベント等でのPR活動を実施し、販路開拓に取り組んだ。
- 2 6次化環境整備事業  
 法認定を受けた農業法人が、自らの農産物を活用した加工品を製造するための機器及び加工場を整備。また、移動販売車を導入し、販路の確保に取り組んだ。

県主管課名	農政水産部 農業連携推進課 (6次産業化推進担当)	電話番号	26-7847 内線2622
-------	------------------------------	------	-------------------



## 結ぶ6次化！農業新ビジネス拡大支援事業

(事業開始年度：平成30年度)

－ 農林水産省産業連携課（食料産業・6次産業化交付金） －

**事業の目的・概要**

農山漁村の所得や雇用の増大を図るため、地域の創意工夫を活かしながら、多様な事業者がネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等の取組及び地域ぐるみの6次産業化の取組を支援する。

**事業実施主体**

市町村、農林漁業者等  
六次産業化・地産地消法の認定を受けた農林漁業者等

**対象事業等**

- 1 結ぶ6次化！連携構築支援事業
  - (1) 市町村の6次産業化に関する戦略（市町村戦略）策定、6次産業化に取り組む人材育成
  - (2) 農林漁業者等が主体となり、多様なネットワークを構築して取り組む加工適正のある作物の導入、新商品開発、販路開拓
- 2 結ぶ6次化！事業拡大整備事業
  - (1) 六次産業化・地産地消法の認定を受けた農林漁業者等が取り組む事業展開に必要な加工・販売施設等の整備

**補助率**

- 1 結ぶ6次化！連携構築支援事業
  - (1) 国定額
  - (2) 1／3以内、※市町村戦略に基づく取組は1／2以内
- 2 結ぶ6次化！事業拡大整備事業
  - (1) 3／10以内、融資残補助、上限額1億円  
※中山間地（農業）、市町村戦略に基づく取組は1／2以内

県主管課名	農政水産部 農業連携推進課 (6次産業化推進担当)	電話番号	26-7847 内線2622
-------	------------------------------	------	-------------------

## 産地パワーアップ計画支援事業

(事業開始年度：平成28年度)

— 県 —

## 事業の目的・概要

T P P 協定の大筋合意を踏まえ、農業の国際競争力強化を図るため、地域における農産物の収益力向上に計画的に取り組む産地の生産コスト削減や高収益な作物・栽培体系への転換を進める取組等を支援する。

## 事業実施主体

産地パワーアップ事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生産第2390号農林水産事務次官依命通知）第2の4に定められた産地パワーアップ計画に中心的な経営体として位置づけられた者（農業者、農業者の組織する団体）、地域農業再生協議会、市町村

## 対象事業等

施設整備・生産支援事業

産地パワーアップ計画に基づく生産技術高度化施設、集出荷貯蔵施設等の整備やリース方式による農業機械の導入、生産資材の導入等

## 補助率等

1 補助率 1 / 2 以内

2 採択要件等

産地パワーアップ事業実施要領（平成28年1月20日付け27生産第2391号27政統第490号農林水産省生産局長農林水産省政策統括官通知）に定められた事業実施に必要な各種要件を満たすこと。

3 対象品目

土地利用型作物、野菜・いも類、果樹、花き、畑作物・地域特産物

## 県内事例

綾町胡瓜生産組合のきゅうり用A P ハウス等の整備

[http://www.maff.go.jp/kyusyu/seisan/sinko/sanntipawa-appu\\_jirei.html](http://www.maff.go.jp/kyusyu/seisan/sinko/sanntipawa-appu_jirei.html)

県主管課名	農政水産部 農産園芸課 (生産振興企画担当)	電話番号	26 - 7135 内線2694
-------	---------------------------	------	---------------------

## 宮崎の農業「強い産地づくり」対策事業

(事業開始年度：平成17年度)

— 県 —

**事業の目的・概要**

農業者はもとより関係機関・団体が緊密な連携を図りながら、生産から販売・流通に到る産地の現状分析や課題を整理するとともに、課題解決に向けた施設の整備・再編等の取組を計画的に支援する。

**事業実施主体**

市町村、農業者の組織する団体

**対象事業等**

強い農業づくり交付金関係事業  
産地競争力の強化を図るための共同利用施設等の整備

**補助率等**

- 1 補助率 1 / 2 以内
- 2 採択要件等
 

強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知）及び強い農業づくり交付金実施要領（平成17年4月1日16生産第6862号農林水産省大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長連盟通知）に定められた事業実施に必要な各種要件等を満たすこと。

※ 各種要件の例

  - ・ 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則150日以上をいう。））が5名以上であること。
  - ・ 施設等の受益地の全て（施設等の受益地が広域（県や複数の市町村の区域等）に及ぶ場合は概ねとする。）において、人・農地プランが策定されていること。
  - ・ 目標年度までに、一定割合の受益者による国際水準GAPの実施が見込まれること。 など

**県内事例**

国富町第2市ノ瀬飼料生産組合の稲わら用飼料倉庫の整備  
えびの市（株）JAアグリランド田の神さぁの飼料作物用牧草播種機等の導入  
西都市西都農業協同組合のマンゴー等非破壊選果機の導入  
[http://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi\\_nougyou/t\\_other/zireishu.html](http://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nougyou/t_other/zireishu.html)

県主管課名	農政水産部 農産園芸課 (生産振興企画担当)	電話番号	26-7135 内線2694
-------	---------------------------	------	-------------------

## 集落で繋ぐ中山間地域果樹産地支援事業

(事業開始年度：平成30年度)

— 県 —

<b>事業の目的・概要</b>	中山間地域の果樹産地を維持・発展させていくため、高齢化や担い手不足に対応した共同及び受託作業組織を育成するとともに、実需者等のニーズに対応した品種転換や生産供給体制を構築するなど、さらなる果樹版集落営農の取組を推進する。		
<b>事業実施主体</b>	県、市町村、J A、営農集団、農業法人等		
<b>対象事業等</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 果樹版集落営農組織育成支援事業（県定額） 果樹版集落営農ビジョンの作成等の支援</li> <li>2 果樹版集落営農組織強化支援事業             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 生産体制強化 共同作業及び受託作業組織づくり、実需者等のニーズに対応した生産の支援</li> <li>(2) 条件整備 生産体制及び加工対応強化に必要な資材、機械等導入の支援</li> </ol> </li> </ol>		
<b>補助基準</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業の受益地域は、中山間地域であること。</li> <li>2 中山間地域とは、地域振興立法（5法）及び農林統計上の中山間にあたる市町村又は一部地域とする。</li> <li>3 営農集団とは、次の要件を備えた農業者の組織とする。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 代表者の定めがあること。</li> <li>(2) 組織の規約及び管理運営の定めがあること。</li> <li>(3) 人・農地プランにおける中心経営体又は中心経営体となる見込みである者が含まれていること。</li> <li>(4) 構成員が3戸以上であること。</li> </ol> </li> </ol>		
<b>補助率</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 及び 2 の(1)については経費の1 / 2以内を補助</li> <li>2 の(2)については経費の1 / 3以内を補助</li> </ol>		
<b>県主管課名</b>	農政水産部 農産園芸課 (果樹担当)	<b>電話番号</b>	26-7137 内線2699

## 木質バイオマス利用効率化支援事業

(事業開始年度：平成28年度)

— 県 —

**事業の目的・概要**

木質バイオマス暖房機の効率的な運転体系の確立を支援するとともに、低価格な木質ペレットの安定供給と流通コストの低減に向けた取組を行う。

**事業実施主体**

事業協議会、農協、営農集団等

**対象事業等**

- 1 木質ペレットコスト低減実証事業  
 バークペレット利用拡大に向けた技術革新支援及びバークを有効活用した低コストペレットの試作・実証や新たな木質ペレット原料の探索、多様なペレット供給先（使用現場）に応じた供給体系の検討を行うことにより、木質ペレットの低価格化を目指す。
- 2 木質バイオマス暖房体系実証事業  
 木質バイオマス暖房機と既存暖房機とのハイブリッド運転を含めた効率的な運用方法、温度管理等を地域の実情に合わせて整理し、マニュアル化を目指す。

**補助基準**

事業協議会は、木質ペレット製造事業者等で構成する協議会

**補助率**

定額

**県内事例**

- 1 木質ペレットコスト低減実証事業  
 木質ペレット生産・流通コスト対策協議会
- 2 木質バイオマス暖房体系実証事業  
 木質バイオマス暖房機導入農地所有適格化法人

県主管課名	農政水産部 農産園芸課 (野菜担当)	電話番号	26-7137 内線2698
-------	-----------------------	------	-------------------

## 優良種苗安定供給県域ネットワーク体制構築事業

(事業開始年度：平成28年度)

— 県 —

**事業の目的・概要**

露地野菜については、食に関する消費者ニーズの多様化に伴う加工・業務用野菜の需要増大に伴い、さといも等では優良系統の早期普及、安定供給が課題となっていることから、系統・品種選抜の実証や採種組合への支援を行う。

**事業実施主体**

農協、営農集団、農地所有適格法人等

**対象事業等**

露地野菜優良系統種苗確保支援事業  
 ・優良系統選抜等を行うための実証展示等に係る支援  
 ・採種組合等の優良圃場の確保及び育成に係る支援

**補助基準**

- 1 農地所有適格法人とは、次の要件を備えた組織とする。
  - ・構成員が3戸以上であること。
  - ・人・農地プランに位置付けられた中心経営体又は、中心経営体となる見込みのある経営体であること。
- 2 営農集団とは、次の要件を備えた農業者の組織とする。
  - ・代表者の定めがあること。
  - ・組織の規約及び管理運営規定があること。
  - ・認定農業者又は認定農業者になる見込みのある農業者。ただし、農作業受託組織は認定農業者以外の者を含むことができる。
  - ・構成員が3戸以上であること。
  - ・構成員は、人・農地プランに位置付けられた中心経営体（農業者）又は、中心経営体となる見込みのある経営体であること。

**補助率**

1 / 2 以内

**県内事例**

さといも種芋の生産安定供給体制の構築

県主管課名	農政水産部 農産園芸課 (野菜担当)	電話番号	26-7137 内線2698
-------	-----------------------	------	-------------------

## 新たに挑む！さといも日本一産地構築事業

(事業開始年度：平成30年度)

— 県 —

**事業の目的・概要**

疫病の被害で生産量が半減したさといも産地の維持・振興を図るため、地域一体となった疫病対策を推進するとともに、優良品種系統の選定や新たな技術の開発・普及により、日本一産地の再生を図る。

**事業実施主体**

県、農協、市町村、営農集団等

**対象事業等**

- 1 疫病に強い産地体制強化事業
  - (1) 疫病に強い産地体制強化事業  
疫病防除対策モデル実証ほ設置への支援
  - (2) さといも疫病防除体系策定事業  
新たに得られた知見を基にした対策マニュアルの作成
  - (3) 疫病に強い持続可能な産地づくり事業  
発生連鎖を断つための地域一体となった防除の実施
- 2 生産性の高い産地育成事業  
青果・加工業務用等のニーズに適した優良品種系統の選抜、新品種系統・新技術栽培実証等

**補助基準**

一定の要件を満たす営農集団等

**補助率**

- |                       |          |
|-----------------------|----------|
| 1 疫病に強い産地体制強化事業       |          |
| (1) 疫病に強い産地体制強化事業     | 1 / 2 以内 |
| (2) さといも疫病防除体系策定事業    | —        |
| (3) 疫病に強い持続可能な産地づくり事業 | 1 / 6 以内 |
| 2 生産性の高い産地育成事業        | —        |

県主管課名	農政水産部 農産園芸課 (野菜担当)	電話番号	26-7137 内線2698
-------	-----------------------	------	-------------------

## 施設園芸高生産技術推進事業

(事業開始年度：平成30年度)

— 県 —

**事業の目的・概要**

反収の飛躍的な増加等による生産性の高い施設園芸産地の確立に向けて、一部の地域・品目で効果が確認された先進技術に必要な機器の導入を推進するとともに、新たな低コストハウスの設計案について本県への適合性等の検証を行う。

**事業実施主体**

県、市町村、営農集団、農地所有適格法人等

**対象事業等**

- 1 新施設検証事業  
新たな低コストハウスの設計案について専門家を招聘しながら、本県の気候や栽培品目への適合性を検証する。
- 2 先進技術導入支援事業  
これまでのモデル実証等で成果が得られた技術 を普及して既存施設の生産性を向上させるため、 先進技術に必要な機器・資材の導入を推進

**補助基準**

一定の要件を満たす営農集団等

**補助率**

- 1 新施設検証事業 —
- 2 先進技術導入支援事業 1 / 3 以内

県主管課名	農政水産部 農産園芸課 (野菜担当)	電話番号	26-7137 内線2698
-------	-----------------------	------	-------------------



## 宮崎オリジナル水田フル活用支援事業

(事業開始年度：平成28年度)

— 県 —

## 事業の目的・概要

消費減退を背景とした米価低迷や担い手の減少など米を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、主食用米と加工用米や飼料用米等の戦略作物を組み合わせ合わせた生産の効率化により、優れた生産装置である水田をフル活用した生産性の高い水田農業経営の確立を図る。

## 事業実施主体

生産集団等

## 対象事業等

「大地に絵を描く」高効率生産集団支援事業  
主食用米、加工用米、飼料用米を組み合わせ合わせた経営の効率化に必要な機械・施設等の整備に対する支援

## 補助基準

## 1 作付規模拡大タイプ

## (1) 目標

事業実施年度の翌々年度までに、主食用米及び戦略作物（加工用米、飼料用米等）の経営面積及び基幹3作業（田植え、収穫、乾燥・調製）の受託面積の最大値の合計が10ha以上、山間農業地域※2においては、概ね5ha以上であること。

なお、現状の経営面積及び基幹3作業の受託面積の最大値が10ha（又は5ha）以上である生産集団等については、2割以上の規模拡大を行うこと。

ただし、すでに集落全域の水田をカバーしており、2割以上拡大することが困難な場合は、協議の上、目標を設定することとする。

## (2) 要件

補助対象者が担い手となる地域において作物作付のゾーニング化計画を作成すること。

## (3) 補助対象

田植機、コンバイン、乾燥機等、水稻の規模拡大に必要な機械・施設（WCS用稲のみに使用する専用機械は対象外とする。）

## 2 乾燥・調製施設集約タイプ

## (1) 目標

事業実施年度の翌々年度までに、同業他者と乾燥・調製作業の受託調整を行い、現状の作業量を10%以上拡大すること。

## (2) 要件

当該地域における乾燥・調製作業集約計画を作成すること。

## (3) 補助対象

籾すり機、乾燥機等、乾燥・調製施設の集約や受託作業の調整に必要な機械・施設

## 3 流通のフレコン化タイプ

## (1) 目標

事業実施年度の翌年度以降、主食用米、加工用米及び飼料用米の出荷に占めるフレコンの割合を拡大すること。

## (2) 補助対象

フレコン計量機、貯蔵タンク等のフレコン化に必要な機械・施設

※1 生産集団とは、各市町村が水田営農の担い手として位置づける集団又は地域の概ね過半の作業受託を行う生産者とする。

※2 山間農業地域とは、農林統計上の山間農業に分類されている地域とする。

補助率

1 / 3 以内

県内事例

【平成 29 年度採択実績】

宮崎市：1 地区（水田ハロ-）、国富町：2 地区（粗選機、乾燥機等）、  
串間市：1 地区（コンバイン）、都城市：3 地区（色彩選別機、田植機等）、  
三股町：1 地区（籾摺機、乾燥機）、高原町：1 地区（コンバイン）  
西都市：1 地区（乾燥機）、  
美郷町：1 地区（田植機、除草剤散布機）、  
高千穂町：1 地区（田植機）、日之影町：2 地区（乾燥機）

県主管課名	農政水産部 農産園芸課 (農産担当)	電話番号	26 - 7136 内線 2695
-------	-----------------------	------	----------------------

## 水田高度利用産地育成支援事業

(事業開始年度：平成30年度)

— 県 —

<b>事業の目的・概要</b>	米政策の見直しに対応し、水田農業の持続的発展を図るため、需要に応じた米の生産や土地利用型高収益作物の導入により、水田の高度利用と高収益化を進めるとともに、10年先の水田農業を支える担い手の育成を加速化し、本県の水田農業経営モデルの確立を図る。
<b>事業実施主体</b>	1 - (1) 市町村（地域農業再生協議会） 1 - (2) 農業者、営農集団等 2 市町村（地域農業再生協議会、地域担い手育成協議会）
<b>対象事業等</b>	1 ベストミックス実現産地支援事業 (1) 水田輪作作物の導入実証 水田における土地利用型高収益作物等の導入実証に要する経費 (2) 水田輪作機械化体系の確立 農業機械レンタルを活用した高収益作物等の機械化一貫体系の確立に要する経費 2 集落営農育成支援事業 地域の特色や組織の発展段階に応じた集落営農の育成強化に要する経費
<b>補助基準</b>	1 ベストミックス実現産地支援事業 (1) 水田輪作作物の導入実証 ① 要件 水田の高度利用又は高収益化に資する取組であること。 ② 補助対象 種苗費、諸材料費、土壌分析委託料、栽培管理記帳手当など水田における土地利用型高収益作物等の導入実証に必要な経費 (2) 水田輪作機械化体系の確立 ① 要件 農業者及び営農集団は、各市町村ごとに策定された人・農地プラン及び水田農業の担い手リストに位置づけられた農業者又はそれらの農業者が含まれている集団であること。 ② 補助対象 高収益作物等の導入や機械化一貫体系の確立に必要な農業機械レンタルサービスの利用料金。（ただし、当該事業を活用して導入した農業機械・機種に限る）。 2 集落営農育成支援事業 (1) 目標 事業実施年度の翌々年度までに重点支援集落における担い手への農地集積率（水田）を10%以上向上させる目標を掲げること。 (2) 要件 水田農業の持続的な発展に向け、10年先を見据えた担い手の育成に資する取組であること。 (3) 補助対象 集落の合意形成、農地の利用調整、先進地調査の実施、研修会・講演会の開催・参加など集落営農の育成強化に要する経費。（ただし、重点支援集落のリーダーに対し集落営農の推進に係る連絡調整や意見のとりまとめを依頼する場合の報償費は18,000円を上限とする）。
<b>補助率</b>	1 - (1) 定額 1 - (2) 1 / 2 以内 2 定額

県主管課名	農政水産部 農産園芸課 (農産担当)	電話番号	26-7136 内線2695
-------	-----------------------	------	-------------------

## 青果物価格安定対策事業

(事業開始年度：昭和48年度)

— 国・県 —

**事業の目的・概要**

野菜生産農家の経営安定と消費者への野菜供給の安定を図るため、野菜価格の低落時に生産者に価格差補給金を交付するための資金の造成を行う。

**事業実施主体**

(独) 農畜産業振興機構、(公財) 宮崎県青果物資金協会

**対象事業等**

- 1 指定野菜価格安定対策事業  
指定野菜の価格が低落した場合の価格差補給事業
- 2 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業  
特定野菜等の価格が低落した場合の価格差補給事業
- 3 契約野菜安定供給事業
  - ① 定量供給契約における供給量確保に係る補てん
  - ② 市場価格連動契約における価格低落時の補てん
  - ③ 産地における出荷調整等に係る補てん
- 4 みやざき特産野菜価格安定対策事業  
国の制度の要件を満たさない県の認める産地についての価格差補給事業
- 5 野菜産地経営安定強化支援強化事業  
国・県制度に対する補てん率の引き上げ

**補助基準**

各種事業で定める面積及び共同販売量等の条件を満たす産地であること。

**補助率**

- |     |             |                                                   |
|-----|-------------|---------------------------------------------------|
| 1 の | 資金造成に係る補助割合 | 国 60%、県 20%                                       |
| 2 の | 〃           | 国 1/3、県 1/3 (特定野菜の場合)                             |
|     | 〃           | 国 1/2、県 1/4 (指定野菜の場合)                             |
| 3 の | 〃           | 国 1/2、県 1/4 (指定野菜の場合)                             |
|     |             | ※①について、6次産業化法の認定を受け、リレー出荷に取り組む場合、国 1/2、<br>県 1/10 |
| 4 の | 〃           | 国 1/3、県 1/3 (特定野菜の場合)                             |
|     | 〃           | 県 1/3、市町村 1/6 (一般産地)                              |
|     | 〃           | 県 1/2、市町村 1/4 (中山間産地)                             |
| 5 の | 〃           | 県 1/3、市町村 1/6 もしくは 0                              |

**県内事例**

県下全 J A

県主管課名	農政水産部 農産園芸課 (野菜担当)	電話番号	26-7137 内線 2697
-------	-----------------------	------	--------------------

## 農業用廃プラスチック適正処理推進事業

(事業開始年度：平成29年度)

— 県 —

**事業の目的・概要**

環境に調和した本県の農業生産活動を推進するため、農業用廃プラスチックの適正処理・リサイクルの啓発を行うとともに、地域の実情に合わせた地域主体の排出処理体制を構築するための支援を行う。

**事業実施主体**

宮崎県農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会

**対象事業等**

- 1 県協議会運営体制支援
  - (1) 県協議会の運営体制支援
  - (2) 適正処理・リサイクルの啓発推進
- 2 地域協議会活動支援
  - (1) 地域協議会の運営体制支援
  - (2) リサイクル処理促進
    - ・ 分別指導等の回収体制の強化
    - ・ 廃プラ排出抑制
    - ・ リサイクル資材活用支援
  - (3) 地域適正処理体制支援
    - ・ 集積所整備等

**補助基準**

補助対象経費：補助対象者が補助事業を行う場合に要する経費

**補助率**

定額

**県内事例**

宮崎県農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会

県主管課名	農政水産部 農産園芸課 (野菜担当)	電話番号	26-7137 内線2697
-------	-----------------------	------	-------------------

## 世界に羽ばたけ「みやざきの花」グローバル化推進事業

(事業開始年度：平成28年度)

— 県 —

**事業の目的・概要**

県産花きの輸出拡大や2020年東京オリンピック・パラリンピック需要に向けた生産等、本県花きのグローバル化を図るため、導入実証や体制整備による輸出先のニーズの高い品目や品種の生産拡大、高品質化に取り組み、花き生産者の所得向上を図る。

**事業実施主体**

営農集団、JA、経済連、県花き生産者連合会、県JA花き協議会 等

**対象事業等**

- 1 グローバル化支援事業
  - (1) 輸出拡大及びオリンピック需要対応
    - ・輸出拡大のための新品目及び新品種の導入実証
    - ・輸出に適した栽培方法の実証
    - ・オリンピック需要に向けた夏季出荷品目の導入・高品質化実証
  - (2) リーダー育成
    - ・リーダー育成のための生産者組織支援
- 2 グローバル化産地体制整備事業
  - ・種苗供給体制の整備
  - ・品質向上及び安定生産のための取組支援

**補助基準**

営農集団は3戸以上

**補助率**

- 1 グローバル化支援事業 1 / 2 以内
- 2 グローバル産地体制整備事業 1 / 3 以内

**県内事例**

- 【平成29年度採択実績】
- 1 グローバル化支援事業  
切り花生産におけるハウス内環境改善機器や新規導入品目の導入実証（各JA生産部会、日向市営農集団等）
  - 2 グローバル産地体制整備事業  
スイートピー等の県主力花き品目における施設改善資材及び機器導入（各JA生産部会、高原町営農集団等）

県主管課名	農政水産部 農産園芸課 (花き・特産担当)	電話番号	26-7137 内線2700
-------	--------------------------	------	-------------------

## 未来をひらく新果樹産地クリエイション事業

(事業開始年度：平成28年度)

— 県 —

<b>事業の目的・概要</b>	新たなブランド品目として期待されるライチ等の本格的な産地化に向けた取組や、スイーツ向けを始め、多様化が進む販売チャネルに対応した品種・品目の導入等を支援し、力強い果樹産地の育成を目指す。		
<b>事業実施主体</b>	県、市町村、経済連、J A、営農集団、果樹振興協議会等		
<b>対象事業等</b>	1 新ブランド産地クリエイション事業 (1)ライチ等の新ブランド品目の導入や栽培実証、販路拡大の支援  (2)ライチ等特産品目の産地拡大のための条件整備の支援  2 販売チャネルクリエイション事業 (1)販売チャネルに対応した品目品種構成の検討、先進地視察、有望品目・品種の導入・栽培実証の支援  (2)スイーツ向け果樹の産地育成の支援  (3)生産者指導・研修会等支援		
<b>補助基準</b>	営農集団とは、次の要件を備えた農業者の組織とする。 (1) 代表者の定めがあること。 (2) 組織の規約及び管理運営の定めがあること。 (3) 人・農地プランにおける中心経営体又は中心経営体となる見込みである者が含まれていること。 (4) 構成員が3戸以上であること。		
<b>補助率</b>	1 / 2 以内又は 1 / 3 以内		
<b>県内事例</b>	<b>【平成29年度採択実績】</b> 1 新ブランド産地クリエイション事業 (計5地区5実施主体 (県域含む)) 県域 (ライチの販促・PR、ライチの栽培実証・大苗導入) 日南市 (新品種の展示ほ、非破壊分析機導入)  2 販売チャネルクリエイション事業 (計4地区4実施主体 (県域含む)) 県域 (宮崎県果樹振興協議会による生産振興活動、研修活動) 日南市 (商談会への参加) 小林市 (新品目導入に向けた先進地視察) 日向市 (へべすの販路拡大)		
<b>県主管課名</b>	農政水産部 農産園芸課 (果樹担当)	<b>電話番号</b>	26-7137 内線2700

## 「みやざき茶」チャレンジ産地支援事業

(事業開始年度：平成28年度)

— 県 —

### 事業の目的・概要

魅力ある「みやざき茶産地」の確立のため、安定して需要が見込まれる高品質な荒茶生産産地の育成・強化を図るとともに、有機栽培茶や抹茶、新香味茶など国内外の消費者ニーズに対応可能な新たな産地化を目指す。

### 事業実施主体

茶業協会、市町村、JA、営農集団等

### 対象事業等

- 1 攻めのチャレンジ産地育成支援事業（補助率：1／2以内）
  - (1) 多様なニーズに対応した産地づくり  
（有機茶、新香味茶、抹茶、高品質茶等の導入）
  - (2) 新たな商品づくりを通じた新事業の展開等  
（輸出拡大、機能性商品等6次化対応）
- 2 生産基盤体制整備事業（補助率：1／3以内）
  - (1) 6次化に対応可能な機械の整備等

### 補助基準

一定の要件を満たす営農集団等

### 補助率

1／2以内又は1／3以内

### 県内事例

- 【平成29年度採択実績】
- 1 攻めのチャレンジ産地育成支援事業  
高品質茶産地育成支援（実証の実施・研修会の開催等）（宮崎市、都城市営農集団等）  
有機栽培茶産地育成支援（研修会の開催等）（県域営農集団）
  - 2 生産基盤体制整備事業  
新型萎凋機等の導入（宮崎市、五ヶ瀬町営農集団等）

県主管課名	農政水産部 農産園芸課 (花き・特産担当)	電話番号	26-7137 内線2700
-------	--------------------------	------	-------------------



## 日本一の県産焼酎を支える原料用かんしょ生産拡大支援事業

(事業開始年度：平成30年度)

— 県 —

**事業の目的・概要**

好調な県産焼酎の販売に伴い、県産原料用かんしょの需要は増加しており、実需者である酒造業者からはさらなる生産拡大が求められている。そこで、苗生産省力化技術等の開発・実証や育苗施設の整備、関係者の連携強化により、既存産地の規模拡大や新規産地の育成を推進し、原料用かんしょの生産拡大を図る。

**事業実施主体**

市町村、JA、営農集団等

**対象事業等**

- 1 産地体制成支援事業（補助率：1／3以内）  
ウイルスフリー育苗施設の整備

**補助基準**

一定の要件を満たす営農集団等

**補助率**

1／3以内

県主管課名	農政水産部 農産園芸課 (花き・特産担当)	電話番号	26-7137 内線2700
-------	--------------------------	------	-------------------

【 農山村 】

イノベーションで未来を開く産地経営体育成事業  
(ニーズに応える加工・業務用産地づくり加速化事業)

(事業開始年度：平成29年度)

— 県 —

事業の目的・概要

加工・業務用農産物（野菜、焼酎原料用かんしょ、茶）において、実需者との連携による加工・業務用農産物の産地づくりを強化するため、中核となる経営体の育成による、生産から加工までの一貫した「農業版インテグレーションモデル」を構築する。

事業実施主体

集落営農法人、JA、農業法人、加工事業者等

対象事業等

- 1 インテグレーションモデル構築事業  
地域戦略会議の開催（「戦略品目」の選定、新技術・新品種・機械導入等の検討など）
- 2 インテグレーション化支援事業  
戦略品目におけるインテグレーションモデルを確立するために必要な取組に対する支援
  - ・実証ほ設置（新技術・新品種等）
  - ・省力化機械実証（機械改良含む）

補助基準

補助対象者は、加工・業務用産地の中心経営体として、次の要件を備えた組織とする。ただし、農家と契約せず、自ら生産・加工する場合はこの限りではない。

- (1) 契約農家の農作業の工程管理ができること。
- (2) 契約農家の農作業受託（播種、定植、防除、収穫、出荷など）ができること。
- (3) 実需者と連携し、実需者に対し原料を計画的に出荷できること。

補助率

- 1 インテグレーションモデル構築事業 —
- 2 インテグレーション化支援事業 1 / 3 以内

県内事例

収穫作業の機械化実証（しょうが、キャベツ）

県主管課名	農政水産部 農産園芸課 (野菜担当)	電話番号	26-7137 内線2698
-------	-----------------------	------	-------------------

イノベーションで未来を開く産地経営体育成事業  
 (革新的技術で拓く果樹産地ステップアップ支援事業)

(事業開始年度：平成29年度)

— 県 —

<b>事業の目的・概要</b>	革新的技術の導入による収量・品質の向上及びマーケットインの視点による果樹生産体制の整備を支援することにより、ブランド産地のステップアップを図るとともに、本県原産の香酸かんきつ「へべす」の県全体への産地拡大を図る。
<b>事業実施主体</b>	市町村、JA、営農集団等
<b>対象事業等</b>	1 果樹ブランド産地ステップアップ支援事業 (1) 飽差制御等の革新的技術の実証に向けた条件整備 ①施設栽培への飽差制御技術の活用による生産量増加実証 ②総合環境制御装置等、高品質安定生産技術に要する条件整備 (2) 日向夏夏期出荷、種なしきんかん「宮崎夢丸」等の生産体制整備  2 へべす産地拡大支援事業 (1) へべすの産地拡大推進
<b>補助基準</b>	営農集団とは、次の要件を備えた農業者の組織とする。 (1) 代表者の定めがあること。 (2) 組織の規約及び管理運営の定めがあること。 (3) 人・農地プランにおける中心経営体又は中心経営体となる見込みである者が含まれていること。 (4) 構成員が3戸以上であること。
<b>補助率</b>	1 / 2 以内又は 1 / 3 以内
<b>県内事例</b>	【平成29年度採択実績】 1 樹ブランド産地ステップアップ支援事業 (計4地区6実施主体) 宮崎市 飽差制御カーテンの導入 小林市 環境モニタリング装置の導入 宮崎市・門川町 日向夏貯蔵冷蔵庫の導入 綾町・美郷町 種なしきんかん「宮崎夢丸」等の生産体制整備  2 へべす産地拡大支援事業 (計2地区2実施主体) 日向市 平張り防風施設の導入 串間市 苗木の試験的導入
<b>県主管課名</b>	農政水産部 農産園芸課 (果樹担当)
<b>電話番号</b>	26-7137 内線2700

## 中山間地域等直接支払交付金

(事業開始年度：平成12年度)

－農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課－

<b>事業の目的・概要</b>	農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する。		
<b>事業実施主体</b>	集落協定（対象農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定）等		
<b>対象事業等</b>	<p>1 中山間地域等直接支払交付金 集落で作成した協定書等に基づいて行われる、農地の保全や多面的機能を守る活動等を支援する。 ＜対象活動＞</p> <p>(1) 農業生産活動等を継続するための活動 (耕作放棄の防止、水路・農道等の管理活動等)</p> <p>(2) 多面的機能増進活動(自然生態系の保全、国土保全機能を高める取組等)</p> <p>(3) 農用地の保全のための体制整備活動 (農業生産性の向上、集団的かつ持続可能な体制整備等)</p> <p>(4) 地域農業の維持・発展に資する一定の取組 (集落協定の広域化の取組、超急傾斜地の保全活動等)</p> <p>2 市町村推進事業 集落等への説明・指導、確認事務並びに支払事務等を支援する。</p>		
<b>補助基準</b>	<p>1 対象地域： 特定農山村法など地域振興立法5法の指定地域並びにこれに準ずる地域</p> <p>2 対象農用地： (1) 急傾斜農地(田 1/20 以上、畑等 15 度以上) (2) 自然条件により小区画・不整形な田 (3) 市町村長が必要と認める緩傾斜農用地等 (4) 都道府県知事が定める特認基準に該当する農用地</p> <p>3 対象者 集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者又は認定農業者等</p>		
<b>補助率</b>	<p>1 中山間地域等直接支払交付金：国 1/2， 県 1/4， 市町村 1/4 (通常) 国 1/3， 県 1/3， 市町村 1/3 (知事特認)</p> <p>2 市町村推進事業：国 1/2， 市町村 1/2</p>		
<b>県内事例</b>	中山間地域等直接支払制度の取組 県内369協定（平成29年度）		
<b>県主管課名</b>	農政水産部 農村整備課 (農村地域保全担当)	<b>電話番号</b>	26-7143 内線2745

## 活力あるふるさとづくり事業

(事業開始年度：平成27年度)

— 県 —

**事業の目的・概要**

農業・農村のもつ多面的機能を発揮し地域の活性化を図るため、農村の生活環境の改善や保全に係る整備などを地域のニーズに即して総合的かつ機動的に行い、集落の住民が安心して暮らせる集落環境作りを支援する。  
また、降灰や濁水の事象による被害を最小限にするための対策についても支援する。

**事業実施主体**

市町村、土地改良区等

**対象事業等**

- < 補助対象事業の内容 >
- 1 農村生活環境対策
    - (1) 生活基盤の整備  
営農飲雑用水、農業集落排水路、農業集落道路の整備
    - (2) 国土の維持保全  
コンクリート畦畔整備、土地改良施設整備補強等
    - (3) 地域活動の支援  
地域提案メニュー（特認）  
地域のアイデアによる活性化に必要な各種の農村環境整備
  - 2 農村地域防災対策
    - (1) 農村地域降灰除去対策  
集落共同降灰除去活動支援、農道等降灰除去対策
    - (2) 農業用水緊急濁水対策  
干ばつ時の井戸設置やポンプリース等の濁水対策活動支援

**補助基準**

- < 事業実施期間 >  
平成30～32年度
- < 補助対象要件 >
- 1 国庫補助事業の対象要件以下であること。
  - 2 実施地区単位に「活力ふるさとプラン」を策定すること。  
(農村生活環境対策のみ)

**補助率**

- 1 農村生活環境対策  
40%以内(五法指定地域で財政力指数が0.5未満の市町村は50%以内)
- 2 農村地域防災対策  
50%以内

**県内事例**

- ・農山村地域の営農飲雑用水の整備
- ・中山間地帯の棚田におけるコンクリート畦畔整備

県主管課名	農政水産部 農村整備課 (農地整備担当)	電話番号	26-7143 内線2658
-------	-------------------------	------	-------------------

## 小水力発電等農村地域導入支援事業

(事業開始年度：平成24年度)

— 県 —

**事業の目的・概要**

農業用水を利用した小水力発電等は、有効な自然エネルギーとして活用への期待が高まっており、民間企業、大学、NPO、企業局等のノウハウの導入や連携を図りつつ、農村地域の再生可能エネルギー利用促進に向けた支援を行う。

**事業実施主体**

市町村・土地改良区等

**対象事業等**

＜補助対象事業の内容＞

売電で得た利益で用水路の管理はもとより、集落内整備や文化保存活動に利用するなど、地域活性化を図るため、農業用施設を利用した小水力発電等の導入のための調査費及び施設整備費等を補助

1 導入支援

- (1) 導入可能性調査支援
- (2) 概略設計支援
- (3) 基本設計支援
- (4) 協議・手続支援
- (5) エコビレッジ構想作成支援

2 施設整備

**補助基準**

＜補助対象要件＞

- 1 国庫補助事業の対象要件以下であること。
- 2 施設整備にあたってはエコビレッジ構想を策定すること。

**補助率**

- 1 一般地域 50%以内
- 2 5法地域 55%以内

**県内事例**

- ・本事業の整備事例として、日之影町 下小原地区(最大出力 5kw)、大人地区(最大出力 49.9kw)等がある。
- ・本事業での整備以外に、農業用水路等の土地改良施設を活用した県内の事例として、日之影発電所や広沢ダム発電所で売電を行い土地改良区の維持管理費の軽減等に活用している事例や、諸塚村万ヶ原地区(最大出力 0.6～0.7kW)などの小規模な施設がある。

県主管課名	農政水産部 農村整備課 (農村施設整備担当)	電話番号	26-7144 内線2741
-------	---------------------------	------	-------------------

## 中山間地域総合整備事業

(事業開始年度：平成2年度)

－農林水産省農村振興局整備部地域整備課－

**事業の目的・概要**

中山間地域においては、その立地条件の不利性から農業生産基盤や農村生活環境基盤の整備が遅れ、担い手の減少、高齢化や過疎化の進行などにより農業や農村の活性化が失われつつある。  
 このような実情を踏まえ、それぞれの立地条件に即した農業の展開や、農業を中心とした地域の活性化を図るために、農業生産基盤及び農村生活環境基盤の整備を総合的に行う。

**事業実施主体**

県、市町村

**対象事業等**

- 1 農業生産基盤整備事業
  - ①農業用排水施設 ②農道 ③ほ場整備 ④農用地開発 ⑤農地防災
  - ⑥客土 ⑦暗きょ排水 ⑧農用地の改良・保全
- 2 農村生活環境整備事業
  - ①農業集落道 ②営農飲雑用水施設 ③農業集落排水施設
  - ④農業集落防災安全施設 ⑤用地整備 ⑥活性化施設 ⑦集落環境管理施設
  - ⑧交流施設基盤 ⑨情報基盤施設 ⑩市民農園等 ⑪生態系保全施設等
  - ⑫地域資源利活用施設 ⑬施設補強整備 ⑭施設環境整備
  - ⑮歴史的土壌改良施設保全 ⑯施設集約 ⑰交換分合 ⑱集落土地基盤整備
- 3 特認事業

**補助基準**

<事業対象地域の要件>  
 1 過疎、振興山村、特定農山村、半島、離島などの指定を受けた地域又はそれに準ずる地域（地方農政局長の特認地域）  
 2 林野率50%以上かつ主傾斜がおおむね1/100以上の農用地面積が、当該地域の農用地の50%以上を占める地域であること。

農業生産基盤整備事業に係る受益面積の要件

- ・県営事業 60ha以上（ただし、生産基盤型は20ha以上）
- ・団体営事業 20ha以上（ただし、生産基盤型は10ha以上）

〔ただし、林野率75%以上、かつ主傾斜が概ね1/20以上の農用地面積が当該地域の全農用地面積の50%を占める地域は、県営20ha以上、団体営10ha以上〕

**補助率**

<県営> 国 5.5/10 県 3/10  
 <団体営> 国 5.5/10 県 2/10

**県内事例**

高千穂町ほか

県主管課名	農政水産部 農村整備課 (農村地域保全担当)	電話番号	26-7143 内線2740
-------	---------------------------	------	-------------------

## 多面的機能支払交付金

(事業開始年度：平成26年度)

－農林水産省農村振興局整備部農地資源課－

**事業の目的・概要**

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるようにするとともに、担い手農家の育成等構造改革を後押しする。

**事業実施主体**

活動組織（農業者のみ、または地域住民等を含めた組織で農地、水路、農道等の地域資源の基礎的保全活動や質的向上を図る活動を行う組織）

**対象事業等**

- 1 多面的機能支払交付金
  - (1) 農地維持支払  
農業者のみ、または地域住民等も含めた組織が取り組む地域資源の基礎的保全活動（農地法面の草刈り、水路の土砂上げ、農道の路面維持等の活動）を支援。
  - (2) 資源向上支払（共同活動）  
地域住民等を含めた組織が取り組む、地域資源の質的向上を図る共同活動（水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全活動）を支援。
  - (3) 資源向上支払（施設の長寿命化のための活動）  
農地維持支払と同様の組織等が取り組む、農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の活動を支援。
- 2 市町村等推進交付金  
集落等への説明、指導、確認事務並びに支払事務など。

**補助基準**

- 1 対象農用地
  - (1) 農地維持支払
    - ① 農振農用地区域内の農用地
    - ② 市町村が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地
  - (2) 資源向上支払（共同活動）
    - ① 農振農用地区域内の農用地
  - (3) 資源向上支払（施設の長寿命化のための活動）
    - ① 農振農用地区域内の農用地

**補助率**

- 1 多面的機能支払交付金： 国：1／2、県：1／4、市町村：1／4
- 2 市町村等推進交付金： 国：定額

**県内事例**

多面的機能支払交付金制度の取組  
 ① 農地維持支払交付金 県内469組織（平成29年度）  
 ② 資源向上支払交付金（共同活動） 県内318組織（平成29年度）  
 ③ 資源向上支払交付金（長寿命化） 県内208組織（平成29年度）

県主管課名	農政水産部 農村整備課 (農村地域保全担当)	電話番号	26-7143 内線2739
-------	---------------------------	------	-------------------



## 農業集落排水事業（構想策定）

（事業開始年度：平成 22 年度）

－農林水産省農村振興局整備部地域整備課－

## 事業の目的・概要

農業集落排水施設は、今後多くの施設が供用年数の長期化を迎えることから、適時・適切な修繕と更新により施設の長寿命化を図っていくことが求められる。

そのため、既存施設の機能低下等の的確な状況把握や機能診断を通じて、施設の有効活用と長寿命化を図るための構想策定を行う。

## 事業実施主体

市町村

## 対象事業等

&lt; 補助対象事業の内容 &gt;

農業集落排水施設に係る施設機能診断

地域の全施設を対象にした農業集落排水施設整備構想策定

## 補助基準

&lt; 採択要件 &gt;

1 市町村内に整備された農業集落排水施設が対象

## 補助率

国 10 / 10

## 県内事例

宮崎市ほか

県主管課名	農政水産部 農村整備課 (農村施設整備担当)	電話番号	26 - 7144 内線 2741
-------	---------------------------	------	----------------------

## 農業集落排水事業（施設整備）

（事業開始年度：平成14年度）

－農林水産省農村振興局整備部地域整備課－

<b>事業の目的・概要</b>	農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿・生活雑排水等の汚水・汚泥の処理並びにそれらの循環利用を目的とした施設を整備し、もって生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に資するものである。
<b>事業実施主体</b>	都道府県、市町村、土地改良区等
<b>対象事業等</b>	<p>&lt;補助対象事業の内容&gt;</p> <p>汚水又は雨水を処理する施設並びにこれらに付帯する施設の整備。</p>
<b>補助基準</b>	<p>&lt;採択要件&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業振興の整備に関する法律に基づく農業振興地域（これと一体的に整備することを相当とする区域を含む）内の農業集落</li> <li>2 受益戸数がおおむね20戸以上</li> <li>3 原則として処理対象人口おおむね1,000人程度に相当する規模以下を対象。ただし原則によりがたい場合は、関係市町村及び都道府県の農林担当部局と下水道担当部局との間で所要の協議調整を行う。 ただし、重金属等の有害物質を含む工業排水等は対象外とする。</li> </ol>
<b>補助率</b>	<p>国 5 / 10</p> <p>県交付金 過疎・振興山村・特定農山村地域 補助対象事業の1 / 10 一般地域 補助対象事業の0.75 / 10</p>
<b>県内事例</b>	宮崎市ほか

県主管課名	農政水産部 農村整備課 （農村施設整備担当）	電話番号	26-7144 内線2741
-------	---------------------------	------	-------------------

【 農山村 】

農山村活性化対策整備事業（基盤整備促進）

（事業開始年度：平成19年度）

－農林水産省農村振興局整備部地域整備課－

事業の目的・概要

農業の生産性の向上、効率的・安定的な農業経営の確立等を促進するため、地域の実情に即したきめ細かい土地基盤の整備と併せ行う生活環境施設等及び農地の利用集積などの推進を支援する。

事業実施主体

市町村、土地改良区、農業協同組合等

対象事業等

- 1 農業生産基盤整備
  - ①農業用排水施設 ②農業用道路 ③暗渠排水 ④客土 ⑤区画整理
  - ⑥農地造成 ⑦農用地保全 ⑧交換分合
  - ⑨土地改良施設保全（農道環境整備、安全施設整備） ⑩農業集落道

ただし、①～⑧については、生産機械施設、処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就業者等技術習得管理施設、農山漁村定住促進施設、地域資源活用総合交流促進施設、農林漁業・農山漁村体験施設及び自然環境等活用交流学习施設の整備と併せ行う場合に実施できる。
- 2 農村生活環境施設整備
  - ①営農飲雑用水施設 ②防災安全施設

補助基準

<採択要件>

- 1 農業生産基盤整備
  - ・①～⑤までのいずれか、または2以上を併せ行う事業であり、これらの受益面積の合計が5 ha以上かつ担い手への農地の利用集積等が見込まれるもの
  - ・⑥⑦は、①～⑤に掲げる事業と併せ行うこと。
  - ・その他、諸条件を満たすこと。
- 2 農村生活環境施設整備
  - ・その他、諸条件を満たすこと。

補助率

<農道、一般地域>	国	5.0 / 10	県	1.0 / 10
<農道、一般地域以外>	国	5.5 / 10	県	1.0 / 10
<農道以外、一般地域>	国	5.0 / 10	県	1.5 / 10
<農道以外、一般地域以外>	国	5.5 / 10	県	1.5 / 10

県内事例

日向市ほか

県主管課名	農政水産部 農村整備課 (農村地域保全担当)	電話番号	26-7143 内線2739
-------	---------------------------	------	-------------------

## “和牛の産地みやざき”繁殖基盤強化対策事業

(事業開始年度：平成30年度)

－宮崎県農政水産部畜産新生推進局畜産振興課－

**事業の目的・概要**

本県の肉用牛繁殖雌牛頭数は、近年増加に転じ、人・牛プラン目標である8万頭を達成したところであるが、今後は、高齢化による離農の加速化から、飼養戸数及び飼養頭数の減少が懸念される。

このため、高齢農家の担い手への継承支援を行うとともに、増頭意欲のある小規模農家等の規模拡大支援を行うことにより、肉用牛生産基盤の強化を図る。

**事業実施主体**

県、市町村、農協等

**対象事業等**

- 1 繁殖雌牛継承システム構築  
離農農家が飼養する優秀な繁殖雌牛の担い手への継承システムの構築のための検討会の開催、普及啓発等を支援
- 2 地域肉用牛繁殖基盤強化対策
  - ア 低コスト牛舎整備タイプ  
キット牛舎やパドック併設等の低コスト施設の整備による増頭を支援
  - イ 補改修タイプ  
空き牛舎や既存牛舎の補改修・増改築等による増頭を支援

**補助率**

定額、1/3以内

県主管課名	農政水産部 畜産新生推進局 畜産振興課 (肉用牛振興担当)	電話番号	26-7138 内線2720
-------	----------------------------------	------	-------------------

## 肉用牛経営安定対策補完事業 (地域における肉用牛生産基盤強化等対策)

(事業開始年度：平成23年度)

－ (独) 農畜産業振興機構 －

**事業の目的・概要**

肉用牛生産が中山間地域の基幹的な農業部門のひとつとして、地域経済の活性化に重要な役割を果たしていることを踏まえ、高齢化等に対処する肉用牛ヘルパー組織への支援、地域の特色ある肉用牛振興対策等を実施することにより、多様な肉用牛経営の安定と肉用牛生産の振興を図る。

**事業実施主体**

公益社団法人宮崎県畜産協会（農協、肉用牛ヘルパー組織、営農集団等）

**対象事業等**

- 中核的担い手増頭推進  
地域の中核的担い手が計画的に優良な繁殖雌牛を増頭した場合における増頭実績に応じた奨励金を交付
- 優良繁殖雌牛導入支援  
地域の改良に必要な優良繁殖雌牛の導入を通じて地域の改良基盤を維持するため、導入計画に基づき生産者集団等が雌牛を購入し、農業者等に一定期間貸し付ける場合に奨励金を交付
- 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎の整備  
繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎の整備、施設の改造に必要な資材の支給及び器具機材の導入に対して支援
- 肉用牛ヘルパー推進  
肉用牛ヘルパーの組織化のための協議会の開催、出役調整等の活動に対して支援

**補助基準**

肉用牛ヘルパー組織、増頭を目的とした中核的な繁殖経営体

**補助率**

1 / 2 以内、定額

**県内事例**

平成25年度  
ヘルパー組織10団体及び県内全域の中核的な繁殖経営体  
平成26年度  
ヘルパー組織10団体及び県内全域の中核的な繁殖経営体  
平成27年度  
ヘルパー組織10団体及び県内全域の中核的な繁殖経営体  
平成28年度  
ヘルパー組織10団体及び県内全域の中核的な繁殖経営体  
平成29年度  
ヘルパー組織10団体及び県内全域の中核的な繁殖経営体

県主管課名	農政水産部 畜産新生推進局 畜産振興課（肉用牛振興担当）	電話番号	26-7138 内線2720
-------	---------------------------------	------	-------------------

酪農経営支援総合対策事業のうち  
酪農経営安定化支援ヘルパー事業

(事業開始年度：平成28年度組替)

－ (独) 農畜産業振興機構－

事業の目的・概要

酪農家に代わり搾乳作業等を行う者（以下「酪農ヘルパー」という。）の雇用環境の整備、酪農家の傷病時における酪農ヘルパーの利用、酪農ヘルパーの出役又は出役を請け負う事業を実施する酪農ヘルパー利用組合の強化等を総合的に推進し、酪農ヘルパーを活用した生産基盤の強化と酪農経営におけるゆとりの創出を図る。

事業実施主体

都道府県団体（経済連、農協、ヘルパー組合、営農集団等）

対象事業等

- ①酪農の担い手となる酪農ヘルパー人材育成支援
  - ア 酪農後継者や新規就農を希望する酪農ヘルパー向けの研修、他団体等が実施する研修への参加にかかる経費について支援
  - イ ヘルパー確保のための募集の取り組み、雇用前研修、実践研修を支援
  - ウ 酪農後継者等の臨時ヘルパーとしての出役を支援
  - エ 業務に必要な免許取得を支援
  - オ コントラクター等支援組織との連携による臨時ヘルパーの確保のための検討会等に要する経費について支援
- ②傷病時の酪農ヘルパー利用の円滑化
  - 互助制度に基づく加入農家への酪農ヘルパー利用料金の負担軽減に要する経費について支援
- ③酪農ヘルパー利用組合の強化等
  - ア 収益改善のための経営診断、収支改善計画の作成、広域利用調整及びコントラクター等支援組織との統合等を支援
  - イ ヘルパーの傷害補償保険、損害賠償保険の加入促進に要する経費について支援
  - ウ 家畜防疫対策に係る計画策定、防疫機器等の整備を支援
  - エ 利用実態等調査、優良事例発表会等を実施する際の経費について支援

補助率

(独) 農畜産業振興機構 定額、1 / 2 以内

県内事例

平成29年度  
宮崎県経済農業協同組合連合会及び酪農ヘルパー組合5組合

県主管課名	農政水産部 畜産新生推進局 畜産振興課 (酪農・中小家畜振興担当)	電話番号	26-7141 内線2728
-------	--------------------------------------	------	-------------------

## 畜産競争力強化対策整備事業

(事業開始年度：平成26年度)

－農林水産省生産局畜産部畜産企画課－

## 事業の目的・概要

地域産業の核として必要不可欠な存在である畜産の生産基盤を確保するとともに、地域の関係者が連携して作成する地域全体の収益力を向上させる計画・目標の達成のための取組について、中心的な役割を担う畜産経営体等の施設等を整備する取組を支援することにより、地域の畜産の収益性の向上を図る。

## 事業実施主体

市町村、畜産クラスター協議会

## 対象事業等

○畜産競争力強化対策整備事業  
畜産クラスター計画に定められた中心的な経営体（畜産農家、新規参入者、飼料生産受託組織。個別経営体を含む）の収益性の向上、畜産環境問題への対応に必要な施設整備及び家畜の導入を支援

## 補助基準

畜産クラスター協議会の構成員である中心的な経営体又は本事業により整備した施設等を中心的な経営体に貸し付ける者を取組主体とすること。

## 補助率

1 / 2 以内

## 県内事例

平成26年度  
県内各クラスター協議会（6協議会）  
平成27年度  
県内各クラスター協議会（7協議会）  
平成28年度  
県内各クラスター協議会（23協議会）  
平成29年度  
県内各クラスター協議会（21協議会）

県主管課名	農政水産部 畜産新生推進局 畜産振興課（畜産新生企画担当）	電話番号	26 - 7140 内線6249
-------	----------------------------------	------	---------------------

## ひなたの養豚人材育成事業

(事業開始年度：平成30年度)

－宮崎県農政水産部畜産新生推進局畜産振興課－

**事業の目的・概要**

本県の養豚は、飼料価格高騰や家畜疾病への対応に加え、担い手不足が深刻化する中、人材の育成と収益性の高い持続可能な養豚経営の実現が求められる。このため、宮崎大学住吉フィールドの養豚教育拠点施設等において、養豚農家や指導員の育成を図るとともに、産地のモデルとなる収益性の高い生産方式の導入を支援することにより、産地の核となる担い手の確保を図る。

**事業実施主体**

宮崎県養豚人材育成協議会、公益社団法人宮崎県畜産協会

**対象事業等**

- 1 人材育成強化事業  
研修会開催や受講者の受入体制整備のための支援
- 2 産地改革実践事業  
研修を受講した養豚農家が産地の課題解決のために行う新たな生産方式の導入に向けた支援

**補助率**

1 / 3 以内

県主管課名	農政水産部 畜産新生推進局 畜産振興課 (酪農・中小家畜振興担当)	電話番号	26-7141 内線6242
-------	--------------------------------------	------	-------------------



## 畜産基盤再編総合整備事業（草地畜産基盤整備事業）

（事業開始年度：平成10年度）

－農林水産省生産局畜産部飼料課－

**事業の目的・概要**

飼料基盤に立脚した生産性の高い経営体群の育成とこれを核にした畜産主産地の再編整備を進めるために、飼料基盤の造成整備や飼養管理施設等の整備を行う。

**事業実施主体**

宮崎県農業振興公社

**対象事業等**

- 基本施設整備  
飼料畑等の造成等に対する支援
- 農業用施設整備  
家畜保護施設や家畜排せつ物処理施設などの整備に対する支援

**補助基準**

- 事業参加者：10人（中山間地域5人）以上
- 受益面積：30ha（中山間地域15ha）以上
- 家畜飼養頭数：肥育豚換算で現況2,000頭（中山間1,000頭）以上であって、事業完了後3,000頭（中山間1,500頭）以上に増頭
- 事業完了後の受益面積：おおむね30ha（中山間15ha）以上

**補助率**

- 基本施設整備：国1/2以内、県22.5%
- 農業用施設整備：国1/2以内、県1/6以内

**県内事例**

平成10年度	北諸第一地区
平成11年度	北諸第一地区、北諸第二地区
平成12年度	北諸第一地区、北諸第二地区
平成13年度	北諸第一地区、北諸第二地区
平成14年度	北諸第一地区、北諸第二地区
平成15年度	北諸第一地区、北諸第二地区
平成16年度	北諸第二地区
平成17年度	北諸第二地区、西諸地区
平成18年度	北諸第二地区、西諸地区
平成19年度	西諸地区、霧島南部地区
平成20年度	西諸地区、霧島南部地区、西都・児湯地区
平成21年度	西諸地区、霧島南部地区、西都・児湯地区、宮崎中央地区
平成22年度	霧島南部地区、西都・児湯地区、宮崎中央地区
平成23年度	霧島南部地区、西都・児湯地区、宮崎中央地区
平成24年度	西都・児湯地区、宮崎中央地区
平成25年度	宮崎中央地区
平成26年度	宮崎中央地区、南那珂・北諸県地区
平成27年度	南那珂・北諸県地区
平成28年度	南那珂・北諸県地区
平成29年度	南那珂・北諸県地区

県主管課名	農政水産部 畜産新生推進局 畜産振興課（畜産経営支援担当）	電話番号	26-7138 内線2722
-------	----------------------------------	------	-------------------